

平成30事業年度

財 務 諸 表 (法人全体)

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月 31日

貸借対照表  
(平成31年3月31日)

(法人全体)

(単位：円)

資産の部

I 流動資産		
現金及び預金		58,587,068,242
未収金	2,488,715,086	
貸倒引当金	<u>△ 36,654,097</u>	2,452,060,989
未収消費税等		529,595,300
未収収益		713,884
たな卸資産		1,256,317
仮払金		1,215,428
前払金		4,704,512
前払費用		<u>57,764,194</u>
流動資産合計		61,634,378,866
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	61,174,717,862	
減価償却累計額	△ 18,700,899,823	
減損損失累計額	<u>△ 627,325,877</u>	41,846,492,162
構築物	6,372,607,374	
減価償却累計額	△ 2,864,861,662	
減損損失累計額	<u>△ 17,228,547</u>	3,490,517,165
機械装置	44,408,453,057	
減価償却累計額	<u>△ 22,481,412,728</u>	21,927,040,329
車両運搬具	650,894,596	
減価償却累計額	<u>△ 497,252,985</u>	153,641,611
工具器具備品	3,277,555,554	
減価償却累計額	<u>△ 1,868,572,909</u>	1,408,982,645
土地	47,298,250,645	
減損損失累計額	<u>△ 223,351,071</u>	47,074,899,574
建設仮勘定		<u>725,559,138</u>
有形固定資産合計		116,627,132,624
2 無形固定資産		
電話加入権		<u>2,607</u>
無形固定資産合計		2,607
3 投資その他の資産		
長期性預金		8,000,000,000
敷金		254,482,603
長期未収金		14,992
破産更生債権等	2,158,081,105	
貸倒引当金	<u>△ 2,158,081,105</u>	0
差入保証金		<u>10,000,000</u>
投資その他の資産合計		8,264,497,595
固定資産合計		<u>124,891,632,826</u>
資産合計		<u><u>186,526,011,692</u></u>

貸借対照表  
(平成31年3月31日)

(法人全体)

(単位：円)

負債の部

I 流動負債			
運営費交付金債務		479,979,000	
未払金		8,561,382,828	
未払費用		38,230,564	
前受金		235,201,263	
短期リース債務		2,232,931,292	
預り金		3,975,309,126	
引当金			
賞与引当金	143,499,200	143,499,200	
資産除去債務			62,591,530
流動負債合計			15,729,124,803
II 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金	25,709,532,916		
資産見返寄附金	23,551,569		
建設仮勘定見返運営費交付金	77,162,190		
建設仮勘定見返施設費	648,396,948	26,458,643,623	
長期リース債務			2,931,836,626
長期預り金			15,159,414
引当金			
退職給付引当金	1,149,947,178	1,149,947,178	
資産除去債務			587,649,926
固定負債合計			31,143,236,767
III 法令に基づく引当金等			
納付金関係業務引当金		19,992,736,511	
法令に基づく引当金等合計			19,992,736,511
負債合計			66,865,098,081

純資産の部

I 資本金			
政府出資金		95,703,933,180	
地方公共団体出資金		208,368,339	
資本金合計			95,912,301,519
II 資本剰余金			
資本剰余金		9,912,038,248	
損益外減価償却累計額 (△)		△ 19,571,014,661	
損益外減損失累計額 (△)		△ 894,812,010	
損益外利息費用累計額 (△)		△ 41,352,461	
資本剰余金合計			△ 10,595,140,884
III 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金		29,816,625,629	
当期末処分利益		4,527,127,347	
(うち当期総利益 4,527,127,347)			
利益剰余金合計			34,343,752,976
純資産合計			119,660,913,611
負債純資産合計			186,526,011,692

(法人全体)

## 損益計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：円)

## 経常費用

## 業務費

人件費	30,591,621,597	
助成金	2,978,590,000	
支給金	25,002,904,306	
納付金等還付金	424,930,000	
業務委託費	1,306,674,386	
減価償却費	6,227,833,683	
貸倒引当金繰入	123,807,988	
賞与引当金繰入	143,499,200	
退職給付費用	128,504,174	
その他の業務費	30,881,396,607	97,809,761,941

## 一般管理費

人件費	1,892,044,277	
減価償却費	129,996,596	
退職給付費用	8,204,509	
その他の一般管理費	2,889,086,134	4,919,331,516

## 財務費用

支払利息	161,722,239	161,722,239
------	-------------	-------------

## 経常費用合計

102,890,815,696

## 経常収益

## 運営費交付金収益

運営費交付金収益	65,064,290,730	
資産見返運営費交付金戻入	4,062,540,253	69,126,830,983

## 補助金等収益

補助金等収益	3,025,839,581	3,025,839,581
--------	---------------	---------------

## 納付金収入

28,321,250,000

## 業務収益

職業能力開発収益	3,923,785,838	
宿舍等業務収益	576,765,095	
その他の事業収益	143,157,661	4,643,708,594

## 受託収益

民間団体等受託収入	2,212,200	2,212,200
-----------	-----------	-----------

## 施設費収益

253,788,967

## 国庫納付控除金収益

466,063,490

## 寄附金収益

寄附金収益	28,000	
資産見返寄附金戻入	6,385,933	6,413,933

## 財務収益

受取利息	2,859,308	2,859,308
------	-----------	-----------

## 雑益

352,028,465

## 経常収益合計

106,200,995,521

## 経常利益

3,310,179,825

(法人全体)

## 損益計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：円)

### 臨時損失

固定資産売却損 3,694,998

固定資産除却損 16,295,853

国庫納付金 11,664,327

臨時損失合計 31,655,178

### 臨時利益

固定資産売却益 471,666

納付金関係業務引当金戻入 443,073,449

臨時利益合計 443,545,115

当期純利益 3,722,069,762

前中期目標期間繰越積立金取崩額 805,057,585

当期総利益 4,527,127,347

(法人全体)

# キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：円)

## I 業務活動によるキャッシュ・フロー

業務費及び一般管理費による支出	△ 34,906,989,866
人件費支出	△ 32,479,234,635
助成金支出	△ 2,978,330,000
支給金支出	△ 24,991,933,884
その他預り金支出	△ 496,956,414
納付金収入	28,292,614,810
運営費交付金収入	70,581,935,000
受託収入	2,212,200
補助金等収入	5,243,504,222
補助金等の精算による返還金の支出	△ 1,842,075,000
業務収入	4,854,573,003
その他預り金収入	381,127,171
その他業務収入	483,533,579
小計	12,143,980,186
利息の受取額	2,130,432
利息の支払額	△ 161,722,239
国庫納付金の支払額	△ 34,875,116,967
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,890,728,588

## II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 6,245,181,801
有形固定資産の売却による収入	1,330,175,356
敷金の差入による支出	△ 729,000
敷金の回収による収入	2,337,156
施設費による収入	1,287,880,304
定期預金の預入による支出	△ 12,000,000,000
定期預金の払戻による収入	4,000,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,625,517,985

## III 財務活動によるキャッシュ・フロー

不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 18,026,270
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 2,284,583,290
政府出資の払戻による支出	△ 1,138,324,935
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,440,934,495

## IV 資金減少額

△ 37,957,181,068

## V 資金期首残高

96,544,249,310

## VI 資金期末残高

58,587,068,242

行政サービス実施コスト計算書  
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(法人全体)

(単位：円)

I	業務費用		
	(1) 損益計算書上の費用		
	業務費	97,809,761,941	
	一般管理費	4,919,331,516	
	財務費用	161,722,239	
	臨時損失	<u>31,655,178</u>	102,922,470,874
	(2) (控除) 自己収入等		
	納付金収入	△ 28,321,250,000	
	業務収益	△ 4,639,763,594	
	受託収益	△ 2,212,200	
	寄附金収益	△ 6,413,933	
	財務収益	△ 2,859,308	
	雑益	△ 352,028,465	
	臨時利益	<u>△ 471,666</u>	△ 33,324,999,166
	業務費用合計		69,597,471,708
II	損益外減価償却相当額		1,869,354,728
III	損益外減損損失相当額		694,920,164
IV	損益外利息費用相当額		△ 88,495,628
V	損益外除売却差額相当額		6,661,587,001
VI	引当外賞与見積額		138,998,004
VII	引当外退職給付増加見積額		△ 192,092,856
VIII	機会費用		
	国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	370,433,605	
	政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	<u>0</u>	
	機会費用の合計		<u>370,433,605</u>
IX	(控除) 国庫納付額		<u>△ 11,664,327</u>
X	行政サービス実施コスト		<u><u>79,040,512,399</u></u>

## 重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年1月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するQ&A」（平成28年2月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

### 1. 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法による原価法を採用しております。

### 3. 減価償却の会計処理方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	3～60年
機械装置	2～17年
車両運搬具	4～6年
工具器具備品	2～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

#### (2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 4. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 5. 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

#### (1) 障害者雇用納付金勘定及び宿舍等勘定以外の勘定

賞与については、運営費交付金等で国から財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計上しております。

#### (2) 障害者雇用納付金勘定及び宿舍等勘定

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。



## 6. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

### (1) 障害者雇用納付金勘定及び宿舍等勘定以外の勘定

退職一時金については、運営費交付金により国から財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

企業年金基金から支給される年金給付については、企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して運営費交付金により国からの財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金制度に係る増加見積額については、事業年度末に在職する役職員に係る退職給付見積額の増加額から、事業年度中の退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して算定しております。また、企業年金基金制度に係る増加見積額については、年金債務に係る事業年度末の退職給付見積額から前期末退職給付見積額を控除して算定しております。

### (2) 障害者雇用納付金勘定及び宿舍等勘定

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の役職員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額における、退職一時金制度に係る増加見積額については、事業年度末に在職する役職員に係る退職給付見積額の増加額から、事業年度中の退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して算定しております。

## 7. 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

納付金関係業務引当金として、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 147 号）第 11 条に基づき、翌事業年度以後の事業年度における納付金関係業務に備えるための引当金を計上しております。

当該引当金への繰入及び戻入収益は、独立行政法人会計基準に基づき、臨時損益に区分して表示するものとされております。

## 8. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

### (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

都道府県に所在する施設で国及び地方公共団体から借り受けている財産のうち、土地・建物及び土地に定着している工作物については法律等から算出した使用料を、その他の財産は減価償却相当額を計上しております。

### (2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成 31 年 4 月 5 日付け事務連絡「行政サービス実施コスト計算書等の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）および平成 28 年 4 月 1 日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成 27 事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、0%で計算しております。

(法人全体)

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

10. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## 注記事項

## 〔貸借対照表関係〕

- ・運営費交付金により国からの財源措置として充当されるべき賞与の見積額  
2, 387, 353, 263 円
- ・運営費交付金により国からの財源措置として充当されるべき退職給付の見積額  
39, 846, 703, 755 円

## 〔損益計算書関係〕

- ・ファイナンス・リースが損益に与える影響額は、△17, 507, 935 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 4, 544, 635, 282 円であります。

- ・業務費 人件費の内訳
  - 給与及び手当 23, 509, 582, 667 円
  - 法定福利費（職員） 4, 611, 138, 897 円
  - 退職手当（職員） 2, 419, 604, 104 円
  - 役員報酬 43, 702, 197 円
  - 法定福利費（役員） 5, 436, 532 円
  - 退職手当（役員） 2, 157, 200 円
- ・その他の業務費のうち主要な費目及び金額
  - 謝金 11, 059, 984, 854 円
  - 賃借料 2, 933, 434, 047 円
  - 雑役務費 2, 447, 004, 011 円
  - 消耗品費 2, 309, 867, 898 円
  - 修繕費 2, 056, 018, 328 円
- ・一般管理費 人件費の内訳
  - 給与及び手当 1, 490, 654, 593 円
  - 法定福利費（職員） 302, 264, 808 円
  - 役員報酬 65, 376, 465 円
  - 退職手当（職員） 26, 109, 531 円
  - 法定福利費（役員） 7, 638, 880 円
- ・その他の一般管理費のうち主要な費目及び金額
  - 備品費 1, 075, 381, 721 円
  - 雑役務費 536, 846, 893 円
  - 保守料 322, 783, 590 円
  - 謝金 182, 099, 051 円
  - 租税公課 177, 284, 631 円

(法人全体)

・雑益のうち主要なもの及び金額	
職員宿舍使用料	174,237,000 円
自動販売機等設置手数料	68,255,623 円
その他の雑収入	62,239,230 円
不用品売却代	12,471,206 円
基地局等建物敷地使用料	9,638,400 円

#### [キャッシュ・フロー計算書関係]

・資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	58,587,068,242 円
資金期末残高	58,587,068,242 円
・重要な非資金取引	
ファイナンス・リースによる資産の取得	2,311,157,086 円

#### [行政サービス実施コスト計算書関係]

・引当外賞与見積額の算定基礎	
当期末における引当外賞与見積額	2,387,353,263 円
前期末における引当外賞与見積額 (△)	2,248,355,259 円
行政サービス実施コスト計算書の引当外賞与見積額	138,998,004 円
・引当外退職給付増加見積額の算定基礎	
(退職一時金制度) 期末在職者に係る退職給付見積額の増加額	2,060,718,213 円
(退職一時金制度) 期中退職者に係る前期末退職給付見積額 (△)	2,507,653,656 円
(企業年金基金制度) 年金債務に係る退職給付見積額の増加額	254,842,587 円
行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額	△192,092,856 円

このうち、国からの出向者に係る引当外退職給付増加見積額は△31,940,138 円であります。

#### [金融商品関係]

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当機構では、余裕金の運用については独立行政法人通則法第 47 条の規定に定める金融商品に限定しており、株式等は保有しておりません。

未収金等に係る債務者の信用リスクは、会計規程等に沿ってリスク低減を図っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、業務実施に必要な資産の調達を目的としたものであります。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 31 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません ((注 2) 参照)。

(法人全体)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	58,587,068,242 円	58,587,068,242 円	—
(2) 未収金 貸倒引当金 (△)	2,488,715,086 円 △36,654,097 円 2,452,060,989 円	2,452,060,989 円	—
(3) 長期性預金	8,000,000,000 円	8,001,206,898 円	1,206,898 円
資産 計	69,039,129,231 円	69,040,336,129 円	1,206,898 円
(1) 未払金	(8,561,382,828 円)	(8,561,382,828 円)	—
(2) リース債務	(5,164,767,918 円)	(5,383,011,740 円)	(218,243,822 円)
(3) 預り金	(3,975,309,126 円)	(3,975,309,126 円)	—
負債 計	(17,701,459,872 円)	(17,919,703,694 円)	(218,243,822 円)

(注) 負債に計上されるものは ( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

○資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期性預金

長期性預金のうち4,000,000,000円は、利率が固定されているデリバティブ内蔵型預金（マルチコーラブル預金）であり、その時価は一定の仮定のもとで期末日時点の預金金利で割り引き、それに取引金融機関から提示されたデリバティブの価格を加味して算出する方法によっております。そのほかの長期性預金4,000,000,000円については、新規に同様の預け入れを行った場合に想定される預金金利で割り引いて算出する方法によっております。

○負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

短期及び長期のリース債務の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難な金融商品に関する事項

敷金（貸借対照表計上額254,482,603円）、差入保証金（貸借対照表計上額10,000,000円）及び長期預り金（貸借対照表計上額15,159,414円）については、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## 〔不要財産に係る国庫納付等〕

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

平成25年度において処分を行ったもの

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2) 不要財産となった理由		(3) 国庫納付等の方法		(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
現金及び預金（敷金の返戻金） 帳簿価額 政府出資分：4,651,564円 地方公共団体出資分：2,436円	平成22年度に不動産賃貸借契約を解除したことにより生じた返戻金で、平成25年度に回収が完了したものについて、将来にわたり業務を確実に実施していく上で必要がなくなったと認められるため。		現物納付		-	
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6) 国庫納付等の額		(7) 国庫納付等が行われた年月日		(8) 減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
-	4,651,564円	2,191円	平成29年3月24日	平成30年10月31日 平成30年11月6日 平成30年11月15日 平成30年12月4日	4,651,564円	2,191円

平成28年度において処分を行ったもの

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2) 不要財産となった理由		(3) 国庫納付等の方法		(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
土地・建物（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：12,699,229,954円 運営費交付金分：27,350,602円 地方公共団体出資分：6,652,995円	「公共職業能力開発施設等の譲渡等に関する基本方針」（平成15年6月5日付け能発第0605001号厚生労働省職業能力開発局長通達）に基づき、処分を進めたため。		金銭納付		7,585,830,000円	
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6) 国庫納付等の額		(7) 国庫納付等が行われた年月日		(8) 減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
572,895円	7,581,293,732円	3,565,306円	平成30年3月30日	平成30年10月31日 平成30年11月6日 平成30年11月15日 平成30年12月4日	12,699,229,954円	5,985,030円

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2) 不要財産となった理由		(3) 国庫納付等の方法		(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価額 政府出資分：191,371,883円 運営費交付金分：476,600円 地方公共団体出資分：100,249円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。		金銭納付		134,545,789円	
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6) 国庫納付等の額		(7) 国庫納付等が行われた年月日		(8) 減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
15,862,308円	118,621,373円	55,664円	平成30年3月30日	平成30年10月31日 平成30年11月6日 平成30年11月15日 平成30年12月4日	191,371,883円	90,184円

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法		(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額		
現金及び預金（敷金の返戻金） 帳簿価額 政府出資分：2,153,472円 地方公共団体出資分：1,128円	平成28年度に不動産賃貸借契約を解除したことにより生じた返戻金について、将来にわたり業務を確実に実施していく上で必要がなくなったと認められるため。	現物納付		-		
(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し※	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し※
-	2,153,472円	1,128円	平成30年3月30日	-	2,153,472円	1,128円

(注1) 地方公共団体への払い戻し及び減資については、令和元年度を予定しております。

(注2) ※については見込額を記載しております。

平成29年度において処分を行ったもの

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法		(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額		
土地・建物（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：8,162,671,478円 運営費交付金分：270,515,835円 地方公共団体出資分：4,276,341円	「公共職業能力開発施設等の譲渡等に関する基本方針」（平成15年6月5日付け能発第0605001号厚生労働省職業能力開発局長通達）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付		5,434,000,000円		
(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
8,449,105円	5,422,801,148円	2,473,573円	平成30年3月30日	平成30年10月31日 平成30年11月6日 平成30年11月15日 平成30年12月4日	8,162,671,478円	3,846,993円

(1)不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2)不要財産となった理由	(3)国庫納付等の方法		(4)譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額		
土地・建物（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：1,039,455,440円 地方公共団体出資分：544,560円	「厚生労働省省内事業仕分け」（平成22年4月12日）において提示した保有資産の処分の方針に基づき、処分を進めたため。	金銭納付		1,136,169,085円		
(5)国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6)国庫納付等の額		(7)国庫納付等が行われた年月日		(8)減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
166,714,165円	968,947,299円	456,637円	平成30年3月30日	平成30年10月31日 平成30年11月6日 平成30年11月15日 平成30年12月4日	1,039,455,440円	489,886円

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2) 不要財産となった理由	(3) 国庫納付等の方法		(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額		
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価額 政府出資分：2,632,580,890円 運営費交付金分：7,871,502円 地方公共団体出資分：1,379,123円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付		3,086,163,186円		
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6) 国庫納付等の額		(7) 国庫納付等が行われた年月日		(8) 減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
73,648,836円	3,010,942,632円	941,101円	平成30年3月30日	平成30年10月31日 平成30年11月6日 平成30年11月15日 平成30年12月4日	2,632,580,890円	1,240,658円

(1) 不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	(2) 不要財産となった理由	(3) 国庫納付等の方法		(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額		
現金及び預金（敷金の返戻金） 帳簿価額 政府出資分：20,144,440円 運営費交付金分：9,393,630円	平成29年度に不動産賃貸借契約を解除したことにより生じた返戻金について、将来にわたり業務を確実に実施していく上で必要がなくなったと認められるため。	現物納付		-		
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	(6) 国庫納付等の額		(7) 国庫納付等が行われた年月日		(8) 減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
-	10,531,798円		平成31年3月29日		7,092,640円	

(注) 主務大臣からの認可により、帳簿価額から原状回復費分が差し引かれた返戻額を減資しております。

## 〔賃貸等不動産関係〕

### 1. 賃貸等不動産の概要

当機構は、賃貸等不動産として雇用促進住宅を全国28箇所の有しております。

雇用促進住宅は、昭和36年度から労働者の地域間及び産業間の移動の円滑化を図ることを目的に設置運営してきましたが、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」といいます。）附則第5条に基づき譲渡又は廃止を図るとともに、それまでの間の管理運営を行っているところです。

なお、雇用促進住宅の譲渡・廃止については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）により、民間事業者の知見・ノウハウを活用し住宅の売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、これを可能な限り前倒しできるよう取り組み、遅くとも令和3年度までにすべての譲渡・廃止を完了することとされております。

当機構では、遅くとも令和3年度までにすべての雇用促進住宅の譲渡・廃止を完了することを決定し、譲渡等業務を進めているところであり、平成28年度から平成29年度にかけて全国1,107住宅を東西2ブロックに分割し、それぞれ一括で売却することとした一般競争入札を行ったところです。



(法人全体)

西ブロックについては平成 28 年度に売買契約が成立し、平成 29 年 3 月 31 日に 566 住宅、平成 29 年度中に 16 住宅、平成 30 年度中に 12 住宅の引渡しを行っております。なお、東長崎宿舎（長崎県）については、条件不成就につき契約解除となったため、解除後に単独で一般競争入札を行い、売買契約が成立したことから平成 30 年度に引渡しを行っております。

東ブロックについては、平成 29 年度に売買契約が成立し、平成 29 年 10 月 31 日に 473 住宅、平成 30 年度中に 34 住宅の引渡しを行っております。

また、上記以外に平成 30 年度においては、地方公共団体や民間事業者へ 5 住宅の引き渡しを行っております。

現在保有している 28 住宅についても、引き続き譲渡等業務を進めていくこととし、譲渡または廃止するまでの間の管理運営を行っていくこととしております。

## 2. 賃貸等不動産の時価の把握について

当機構が保有する雇用促進住宅については、閣議決定等に基づき譲渡・廃止を進めつつも、入居者に対する住宅供給サービスを維持する必要があるため、通常の賃貸物件と同様の売却を行うことが下記のとおり制約されており、実際の譲渡価額が鑑定評価額と乖離することが見込まれていること、また、自由な処分及び収益を前提とした売却が想定されていないことから、適正な時価を把握することは困難であると判断しております。（下記 3 において、参考値として土地及び建物の固定資産税評価額を開示しております。）

なお、譲渡の蓋然性が高いと判断された雇用促進住宅については、譲渡契約に基づく価格を時価として減損損失を計上し、貸借対照表計上額と時価は一致しております。

### 【雇用促進住宅売却時の条件】

- ① 地方公共団体等の要望により設置された経緯を踏まえて、設置市町村に対して現入居者の受入を前提とした譲渡協議を行っており、公的な住宅として 10 年間利用することを条件に一定の減額措置（国有財産特別措置法に基づく国有財産の売却に準じた方法）を講じた上で譲渡することとしております。
- ② 民間事業者への譲渡にあたっては、入居者保護を図る観点から、事前に入居者説明会等を行った上で一般競争入札を実施することとしており、併せて 10 年間の転売禁止、入居者の賃貸条件変更禁止といった保護規定を設けた上で売却することとしております。

## 3. 貸借対照表計上額及び固定資産税評価額

科目	貸借対照表計上額			固定資産税評価額 (参考値)
	前期末残高	当期増減額	当期末残高	
土地	6,375,487,434 円	△4,150,187,324 円	2,225,300,110 円	2,373,729,068 円
建物	4,903,737,314 円	△4,594,179,144 円	309,558,170 円	1,912,307,789 円

※貸借対照表計上額は、減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の金額です。

※固定資産税評価額は、平成 30 年 1 月 1 日現在の課税標準額です。

※当事業年度における主な減少事由は、減価償却、減損損失及び固定資産の売却によるものです。

## 4. 賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況

賃貸等不動産に関する当事業年度における業務収益は576,765,095円であり、業務費用は2,191,179,674円（うち、損益外減価償却相当額△236,201,500円、損益外減損損失相当額663,361,955円）です。

なお、雇用促進住宅の処分により、損益外除売却差額相当額6,521,253,304円が生じております。

## 〔雇用促進住宅の処分に係る会計処理について〕

雇用促進住宅の処分を行った場合については、機構法附則第5条第6項に基づき、資本金を減少させる会計処理を行っております。また、当該処分に係る収入については、同条第4項に基づき、厚生労働大臣が定める額を控除して国庫納付を行っております。

なお、当該控除額を負債の部に「国庫納付控除金預り金」として計上し、当該控除の目的に従った業務の進行に応じて、「国庫納付控除金収益」として収益化しております。

当事業年度における会計処理額は以下のとおりです。

## 1. 資本金の推移

雇用促進住宅の処分を行ったことに伴う、当事業年度における宿舍等勘定の資本金(政府出資金)の推移及びその内訳は以下のとおりです。

当事業年度期首の資本金額	12,914,233,795円
当期増加額	0円
当期減少額	9,377,805,960円
<hr/>	
当事業年度期末の資本金額	3,536,427,835円
(減少額の内訳)	
建 物 (泉野宿舍外 51件)	5,231,683,335円
構 築 物 (泉野宿舍外 49件)	119,160,018円
土 地 (泉野宿舍外 50件)	4,026,962,607円
<hr/>	
資本金の減少額	9,377,805,960円

## 2. 雇用促進住宅の処分により生じた収入等に係る会計処理について

(1) 当事業年度に雇用促進住宅の処分により生じた収入額 1,278,306,073円

(2) 当事業年度に国庫納付控除金預り金として計上した額（機構法附則第5条第4項に基づき厚生労働大臣が定め譲渡収入から控除された額） 466,063,490円

(3) 当事業年度に国庫納付控除金収益として収益化した額及び国庫納付控除金預り金の残高

発生年度	国庫納付控除金 預り金期首残高	国庫納付控除金 預り金増加額	国庫納付控除金 収益への振替額	国庫納付控除金 預り金期末残高
平成30年度	0円	466,063,490円	466,063,490円	0円

(4) 当該事業年度に国庫納付した額（機構法附則第5条第4項に基づき処分により生じた収入の総額から厚生労働大臣が定める額を控除した残余の額） 1,138,324,935円（現金納付）

（うち前事業年度の処分により生じた国庫納付額 501,241,950円）

## 〔資産除去債務関係〕

## 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

## ① 石綿障害予防規則（平成17年2月24日公布）に基づく処理義務

当機構が保有している一部の固定資産にはアスベスト（石綿）が使用されており、除去について石綿障害予防規則に基づく処理が義務付けられていることから、当該法的義務に係る資産除去債務を計上しております。

## ② 不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

当機構が雇用促進住宅の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務のうち、その履行期間が明らかになったものについて、当該義務に係る資産除去債務を計上しております。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

## ① 石綿障害予防規則（平成17年2月24日公布）に基づく処理義務

使用見込期間は、原則として有形固定資産の耐用年数満了時まで（7年から33年）としておりますが、例外として雇用促進住宅についてのみ、譲渡等の期限である令和3年度末と耐用年数満了のいずれか先に到来する時点まで（1年から3年）を使用見込期間としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.85%から2.30%を適用しております。

## ② 不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

使用見込期間は、令和元年度まで（1年）としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は-0.155%を適用しております。

## (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	1,449,078,046円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
見積りの変更による影響額	△765,105,833円
時の経過等による調整額	18,305,293円
資産除去債務の履行による減少額	△52,036,050円
<u>当事業年度末残高</u>	<u>650,241,456円</u>

## (4) 当該資産除去債務の見積りの変更

石綿障害予防規則（平成17年2月24日公布）に基づく処理義務

資産除去債務を計上していた雇用促進住宅のうち26住宅について、当事業年度にアスベストの除去を要しない譲渡取引を行うことが決定したため、資産除去債務を減少させております。これによる影響額は、△765,105,833円であります。

## 2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務については、当該義務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、履行時期が明らかになったものを除き、当該義務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## 〔減損損失関係〕

## 【減損の兆候に関する事項】

当事業年度における減損の兆候については以下のとおりです。

## 1. 雇用促進住宅

## (1) 兆候の対象資産及び経緯

用途	種類	場所
雇用促進住宅	土地、建物等	神奈川県茅ヶ崎市外 22 箇所

雇用促進住宅の概要については、〔賃貸等不動産関係〕 1. 賃貸等不動産の概要を参照してください。

## (2) 使用しなくなる日

雇用促進住宅の譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

雇用促進住宅の譲渡・廃止については、〔賃貸等不動産関係〕 1. 賃貸等不動産の概要に掲記しております。

## (3) 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

雇用促進住宅（当事業年度末帳簿価額：土地 2,217,040,441 円、建物等 280,301,396 円）については、譲渡・廃止の条件・時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

## 2. 職員宿舎

## (1) 兆候の対象資産及び経緯

用途	種類	場所
職員宿舎	土地、建物等	北海道小樽市外 38 箇所

「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」（平成 23 年法律第 26 号。以下、「廃止法」といいます。）に基づき当機構に承継された職員宿舎については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）により、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成 23 年度末までに独立行政法人雇用・能力開発機構の設立時と比して 4 割を超える施設の廃止を行い、木造宿舎については、最終的に原則廃止とすることとされております。

当該職員宿舎の承継時において、既に独立行政法人雇用・能力開発機構の設立時と比して 4 割を超える施設の廃止が行われておりますが、当機構では、引き続き当該職員宿舎の着実な整理を進めることとしております。

また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣決定）により、廃止されることとなった職員宿舎については、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ、廃止等の措置を講じることとしています。

## (2) 使用しなくなる日

各宿舎の廃止の時期は、今後整理を進める中で決まっていくこととなります。

- (3) 使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額  
 当該職員宿舍（当事業年度末帳簿価額：土地4,263,715,400円、建物等1,634,743,101円）については、廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。

**【減損の認識に関する事項】**

当事業年度において、以下のとおり減損損失を計上しております。

1. 減損認識の対象資産

用途	種類	場所	帳簿価額
雇用促進住宅	土地、建物等	埼玉県深谷市外3箇所	736,266,565円
職員宿舍	土地、建物等	青森県五所川原市外45箇所	394,151,933円

なお、帳簿価額については、減損認識前の期末帳簿価額を記載しております。

2. 減損の認識に至った経緯

施設の用途廃止、市場価格の著しい下落により減損を認識しております。

3. 減損損失の金額

区分	損益計算書に計上していない金額	損益計算書に計上した金額	合計
土地	150,621,843円	0円	150,621,843円
建物等	570,467,202円	0円	570,467,202円
合計	721,089,045円	0円	721,089,045円

4. 減損損失額の測定方法

正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価額、譲渡契約に基づく価額等により算定しております。

**【退職給付債務関係】**

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。企業年金基金制度（積立型制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

企業年金基金制度では、労働関係法人企業年金基金に加入しております。同基金は、平成29年4月1日に労働関係法人厚生年金基金から移行したものであります。なお、同厚生年金基金の代行部分については、平成28年4月1日付で、将来分支給義務免除の認可を受けており、平成29年3月31日付で、過去分支給義務免除の認可を受けております。

(法人全体)

## 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,463,189,673 円
勤務費用	92,404,357 円
利息費用	2,311,024 円
数理計算上の差異の当期発生額	250,823,573 円
退職給付の支払額	△86,665,649 円
期末における退職給付債務	<u>3,722,062,978 円</u>

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,927,458,966 円
期待運用収益	8,759,659 円
数理計算上の差異の当期発生額	84,197,840 円
事業主からの拠出額	45,936,894 円
退職給付の支払額	△34,417,357 円
期末における年金資産	<u>2,031,936,002 円</u>

### (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,406,486,804 円
年金資産	△2,031,936,002 円
積立型制度の未積立退職給付債務	374,550,802 円
非積立型制度の未積立退職給付債務	1,315,576,174 円
小 計	1,690,126,976 円
未認識数理計算上の差異	△925,398,658 円
未認識過去勤務費用	385,218,860 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,149,947,178 円</u>
退職給付引当金	1,149,947,178 円
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>1,149,947,178 円</u>

### (4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	92,404,357 円
利息費用	2,311,024 円
期待運用収益	△8,759,659 円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	93,463,340 円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△42,710,379 円
合 計	<u>136,708,683 円</u>

## (5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	15.4%
株式	3.6%
預金	6.0%
代行返上に伴う責任準備金前納額	68.6%
その他	6.4%
合計	100%

## (6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.000%（一時金）
	0.275%（年金）
長期期待運用収益率	1.930%

## 〔重要な債務負担行為〕

施設整備費補助金により、以下の工事契約を締結しております。

(1) 山梨職業能力開発促進センター実習場建替その他工事監理業務	
契約金額	17,798,400円
当期支払確定額	0円
次期以降支払額	17,798,400円
(2) 山梨職業能力開発促進センター実習場建替その他建築工事	
契約金額	706,503,600円
当期支払確定額	436,235,000円
次期以降支払額	270,268,600円
(3) 山梨職業能力開発促進センター実習場建替その他機械設備工事	
契約金額	102,729,600円
当期支払確定額	40,996,000円
次期以降支払額	61,733,600円

(法人全体)

(4) 山梨職業能力開発促進センター実習場建替その他昇降機設備工事	
契約金額	12,096,000 円
当期支払確定額	0 円
次期以降支払額	12,096,000 円
(5) 山梨職業能力開発促進センター実習場建替その他電気設備工事	
契約金額	100,980,000 円
当期支払確定額	0 円
次期以降支払額	100,980,000 円
上記(1)～(5)合計額	
契約金額	940,107,600 円
当期支払確定額	477,231,000 円
次期以降支払額	462,876,600 円

**〔重要な後発事象〕**

該当する事項はありません。